

特定工場等の規制に関する基準（特定工場等の敷地境界線上での規制値）

騒音規制法

単位：dB

規制区域		朝	昼間	夕	夜間
		午前6時～午前8時	午前8時～午後6時	午後6時～午後9時	午後9時～午前6時
第1種区域	第一種低層住居専用地域	45	50	45	45
	第二種低層住居専用地域				
第2種区域	第一種中高層住居専用地域	50 (45)	60 (55)	50 (45)	50 (45)
	第二種中高層住居専用地域				
	第一種住居地域				
	第二種住居地域				
	準住居地域				
第3種区域	近隣商業地域	65 (60)	65 (60)	65 (60)	55 (50)
	商業地域				
	準工業地域				
第4種区域	工業地域	70 (65)	70 (65)	70 (65)	65 (60)

振動規制法

単位：dB

規制区域		昼間	夜間
		午前7時～午後7時	午後7時～午前7時
第1種区域	第一種低層住居専用地域	65 (60)	60 (55)
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
第2種区域	近隣商業地域	70 (65)	65 (60)
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

※下段（ ）内の数値は、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内に適用されます。

松本市公害防止条例

単位：dB

規制区域		朝	昼間	夕	夜間
		午前6時～午前8時	午前8時～午後6時	午後6時～午後9時	午後9時～午前6時
第1種区域	第一種低層住居専用地域	45	50	45	45
	第二種低層住居専用地域				
第2種区域	第一種中高層住居専用地域	50	60	50	50
	第二種中高層住居専用地域				
	第一種住居地域				
	第二種住居地域				
	準住居地域				
第3種区域	近隣商業地域	65	65	65	55
	商業地域				
	準工業地域				
第4種区域	工業地域	70	70	70	65
その他の区域	工業専用地域を除く上記以外の地域	65	65	65	55